

定 款

中小企業ホールディングス株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、中小企業ホールディングス株式会社と称し、英文では Small and medium sized Enterprises Holdings,Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むこととし、また次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配管理することを目的とする。

1. 建築、土木、造成工事の設計、施工、請負および監理
2. 建築資材、土木資材の販売および輸出入
3. 土砂の採取および販売
4. 不動産業
5. 金融業および総合リース
6. 飲食店の経営
7. 食料品、酒類、煙草、衣料品、日用品雑貨および園芸品の販売および輸出入
8. 空調・衛生設備工事および保守メンテナンス
9. 宣伝・広告業
10. 医薬品、医薬部外品、医療機器、美容機器、介護用品、化粧品および衛生用品の企画、開発、製造、保守メンテナンス、販売および輸出入
11. 自動車、特殊車両、オートバイおよび同部品の製造、修理、販売、賃貸および輸出入
12. 燃料および自動車、オートバイ用品の企画、開発、製造、販売および輸出入
13. プラスチック製品等およびそれらの金型の企画、開発、設計、製造、販売および輸出入
14. 発電事業および電気の供給、販売等に関する事業
15. 情報提供および情報処理サービス業ならびに電気通信事業および有線放送事業
16. 情報通信技術業
17. 通信販売業
18. 仮想通貨交換業
19. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
20. 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導・仲介・斡旋業務
21. 投資事業
22. 古物売買業
23. 駐車場業および倉庫業
24. 娯楽、スポーツ施設および教養に関する教育施設の経営
25. 旅行業
26. ホテル、旅館および食堂の経営
27. 高齢者住宅・施設の経営および介護サービス事業
28. 労働者派遣事業
29. 経理事務および給料計算等に関する事務の業務受託業
30. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、472,072,944株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 会社法第194条の規定により、当社の所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株の株式を売り渡すことを当社に対し請求をする権利

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り

扱わない。

(基準日)

- 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

- 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(招集地)

- 第13条 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(招集者および議長)

- 第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(員 数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 3 取締役社長は、当会社を代表する。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開

催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第32条 当社は監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第33条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会議事録)

第39条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第47条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第49条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

2 前項のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第50条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第51条 剰余金の配当金(中間配当金を含む。)は、その支払開始の日から満3年を経過しても

なお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

以上

(平成 20 年 4 月 1 日改訂)

(平成 20 年 6 月 27 日一部改訂)

(平成 21 年 6 月 2 日一部改訂)

(平成 21 年 6 月 26 日一部改訂)

(平成 22 年 5 月 21 日一部改訂)

(平成 22 年 6 月 28 日一部改訂)

(平成 23 年 6 月 29 日一部改訂)

(平成 24 年 7 月 17 日一部改訂)

(平成 27 年 6 月 26 日一部改訂)

(平成 30 年 6 月 26 日一部改訂)

(令和 3 年 4 月 21 日一部改訂)